

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

新しい保険証は7/31(金)までに対象の人に郵送



後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する医療制度です。病院などの医療機関で治療を受けるときに必要な保険証が、8月1日(土)から新しくなります。有効期限を過ぎた古い保険証は確実に処分するか、国保年金課か各支所に返却してください。

☎国保年金課
995-1813

8月1日(土)から藤色の保険証に変わります

現在使っているオレンジ色の保険証が使えるのは7月31日(金)までです。8月1日(土)からは、新しい保険証を使ってください。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、国保年金課へお問い合わせください。

詐欺まがいの詐欺に注意を

県後期高齢者医療広域連合の職員や市の職員を装い「保険証の更新時期になったので、古い保険証の回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と言って、保険証をだまし取る事例が発生しています。不審な訪問者があった場合には、絶対に保険証を渡さないで、裾野警察署や国保年金課にご連絡ください。

☎裾野警察署 995-0110

医療機関などでの自己負担割合は前年の所得で決定

医療機関などで支払う金額の自己負担割合は、令和元年中の所得に基づき決定し、1割か3割です。皆さんの保険証に記載されているので、お手元に届きましたらご確認ください。

自己負担割合

1割の人 ▶ 市民税の課税標準所得額が145万円未満の人

3割の人 ▶ 市民税の課税標準所得額が145万円以上の人、またはその人と同じ世帯の人

▶ 上記に該当しても、次の①から③のいずれかの条件に該当する人の自己負担額は、申請すると1割になります。対象となる人には、7月中に市から申請書を郵送します。

①世帯に被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の場合

②世帯に被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の場合

③世帯に被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいて、被保険者と70歳以上75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の場合

※被保険者：後期高齢者医療の保険証を持っている人

旧保険証（オレンジ色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 氏 名	見本
者 生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合

7月31日(金)まで

新保険証（藤色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 氏 名	見本
者 生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合

8月1日(土)から